

## ロタウイルスワクチン定期予防接種の開始について

予防接種法施行令の一部改正により、定期の予防接種の対象疾病について、ロタウイルス感染症がA類疾病に追加されたことに伴い、令和2年10月1日からロタウイルスワクチンの定期予防接種を開始する。

### 1 対象者

令和2年8月1日以降に生まれた者で以下に掲げる者

(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン

生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間にある者

(2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間にある者

### 2 接種回数

(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：2回

(2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン：3回

### 3 自己負担

なし

### 4 接種場所

区内契約医療機関もしくは他22区において各区と契約した医療機関

### 5 周知方法

(1) 対象者へ予防接種予診票等関係書類を送付

(2) 広報いたばし（9月5日号）、ホームページ等

### 6 今後のスケジュール

令和2年9月下旬	対象者（令和2年8月生まれの者）へ予診票等関係書類を送付
10月1日	接種開始